

鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設等において業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

- (1) 病院及び診療所
- (2) 保健所

第6条ただし書及び各号を削る。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第3条の2に規定する者が占める職にあつては、年齢65年とする。

附則第7項を次のように改める。

7 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて同条中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 鳥取市職員退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第19項中「60歳」の次に「、附則第17項に定める者にあつては65歳」を加える。

(鳥取市職員給与条例の一部改正)

第3条 鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「(医師及び歯科医師を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、基準日(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(この条例による改正後の鳥取市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。))第3条の2に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日におけるこの条例による改正前の鳥取市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。))第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条の2

に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第3条 任命権者は、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条の2に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転

任することができない。